

令和7年度 第2回 武蔵野市自転車等駐車対策協議会 資料一覧

資 料 名		資料番号
	次第	—
議題(1) 新計画の基本理念・基本方針・基本施策(案)について		
	武蔵野市自転車等駐車対策協議会の進め方(案)	1
	自転車等総合計画(令和8年4月)基本方針等(案)	2
議題(2) 新計画の取組施策(案)について		
	自転車等総合計画(令和8年4月)取組施策(案)	3
報告 公共自転車・原動機付自転車駐車場の利用区分見直しについて		
	公共自転車・原動機付自転車駐車場の利用区分見直しについて	4
	令和6年度 公共駐輪場の利用状況(平日・休日別の利用率等)	5

令和 7 年度 第 2 回 武蔵野市自転車等駐車対策協議会

次 第

日 時 令和 7 年 7 月 15 日（火） 午後 3 時から午後 5 時まで
場 所 武蔵野芸能劇場 小ホール

1 開会

2 議題

- （１）新計画の基本理念・基本方針・基本施策（案）について
- （２）新計画の取組施策（案）について

3 報告

公共自転車・原動機付自転車駐車場の利用区分見直しについて

4 閉会

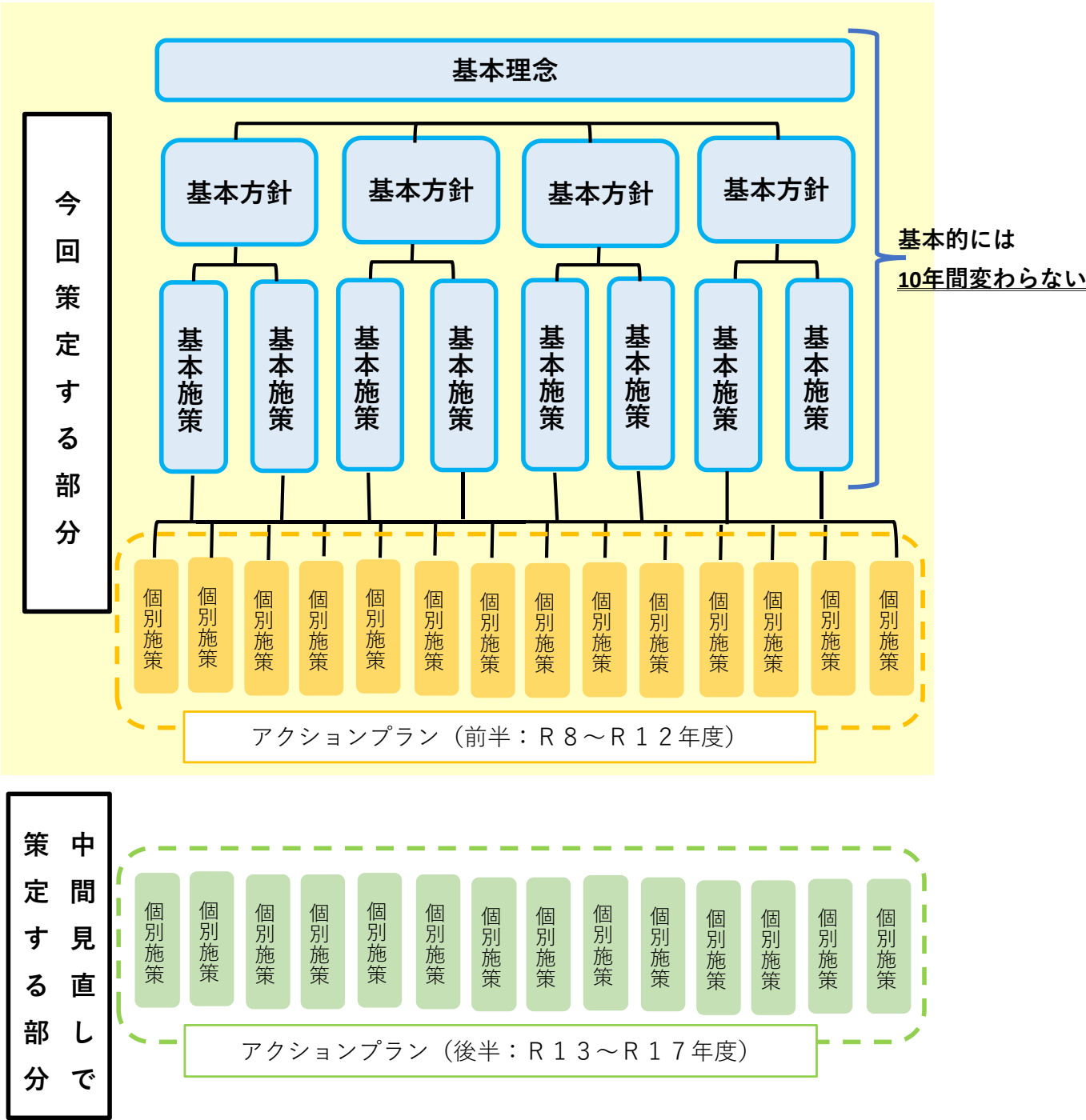
武蔵野市自転車等駐車対策協議会の進め方（案）

年度	開催	自転車等総合計画の改定
令和6年度	第1回 (8月6日)	進め方の確認・現状の整理 ・令和5年度進捗報告 ・進め方の確認 ・現行計画の現状等の整理 ・自転車利用者アンケート 等
	第2回 (10月16日)	問題の整理 ・問題の整理 ・自転車利用者アンケート 等
	第3回 (2月7日)	達成状況の整理・課題整理 ・交通量調査結果の報告 ・アンケート調査結果の報告 ・達成状況、課題整理 等
令和7年度	第1回 (4月25日)	現行計画の評価、新計画の基本方針（案）の提示 ・令和6年度進捗報告 ・現行計画の評価 ・新計画の基本方針(案)の整理① 等
	第2回	新計画の基本方針(案)・取組施策(案)の整理・決定 ・新計画の基本方針(案)の整理② ・取組施策(案)の決定 等
	第3回	計画（素案）提示 ・計画（素案） 等
	第4回	計画（案）提示 ・計画（案） 等

基本理念

誰もが安全・快適に自転車と共存した暮らしを楽しめるまち

計画期間：令和8年度から令和17年度まで（10年間）



基本方針	基本施策	取組施策
Ⅰ 安全に走れるむさしの 自転車がいやり みんなの安全を育む まちづくり	1 自転車の交通ルール・マナーの周知・啓発	① 自転車安全利用講習会の強化 ② 押し歩きルールの検討 ③ より広い周知・啓発を行う工夫 ④ 自転車利用者を守る ヘルメット・保険・点検整備の促進
	2 自転車走行空間の確保	⑤ 自転車走行環境づくりの推進 ⑥ 交通ルール順守を促す道路のしかけ
Ⅱ 駐めやすいむさしの 量から質へ 安全で快適に駐輪できる まちづくり	1 安全性・利便性を高める自転車駐車場の整備	⑦ 多様な車両・利用者の駐輪ニーズへの対応 ⑧ 恒久的な自転車駐車場の維持 ⑨ 付置義務自転車駐車場の制度見直し
	2 利用したいときに利用できる自転車駐車場の運用	⑩ 定期利用と一時利用の区分の さらなる適正化 ⑪ 利用料金のさらなる適正化
	3 自転車駐車場情報の充実	⑫ 満空情報ウェブ版の拡充及び周知 ⑬ 様々な手法による情報発信
	4 放置自転車対策の継続・強化	⑭ 対応困難な放置自転車への対策 ⑮ 放置を未然に防ぐ指導・啓発
Ⅲ 自転車を活かす くらしのなかで 自転車をもっと役立つ まちづくり	1 公共性を有する交通手段としての自転車活用推進	⑯ シェアサイクルの活用
	2 自転車活用場の拡大	⑰ 災害時の活用 ⑱ 環境保護・健康増進のための活用

自転車等総合計画（令和8年4月）取組施策（案）

(※1)
★：現在実施している業務の継続、または部分的な見直しで充足し、着手からおおむね3か月以内に実施が可能。
★★：実施にあたり調査・検討・調整が必要だが、着手からおおむね6か月以内に実施が可能。
★★★：実施にあたり他自治体への視察や庁内外の調整等が必要であり、着手から実施までおおむね6か月以上必要となる。

(※2)
○：新たな予算の確保が必要。
△：施策の内容やボリュームによっては、新たな予算の確保が必要。
－：例年の予算内で実施が可能、もしくは費用がかからない。

資 料 3
武蔵野市自転車等駐車対策協議会
令 和 7 年 7 月 15 日

基本方針	基本施策	取組施策／目的	内容（例）	業務レベル（※1）	予算措置（※2）	関係機関	やること（具体的に）	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13～
Ⅰ 安全に走れるむさしの	1 自転車の交通ルール・マナーの周知・啓発	① 自転車安全利用講習会の強化		拡充									
		自転車の正しい交通ルール・マナーの順守を推進し、交通安全意識の向上を図る。	一般向け講習会受講者拡大	★★★	△		・受講特典を見直す。 ・定期利用者への講習会受講義務化を検討する。 ・オンライン講習の導入等、受講方法の見直しを検討する。						検討 → 実施
			一般向け講習会の充実	★	—		・法令の改正や社会情勢の変化、受講者等からの意見等を講習内容やテキストへ随時反映する。 ・TSマーク付帯保険助成事業や公共自転車駐車場定期利用の優先等、受講特典を継続する。						継続実施
			ライフステージに応じた出張講習会の拡充	★★	△	幼稚園・保育園・学校 企業等	・幼稚園・保育園・学校における講習会を実施する。 ・親子で参加できるイベントを実施する。 ・企業等における講習会を実施する。 ・シルバー人材センター等、高齢者向けに講習会を実施する。 ・コミュニティセンター等の地域に根ざした施設において講習会を実施する。						継続実施
		② 押し歩きルールの検討		新規									
		自転車の車道通行と歩道通行時の歩行者優先を促し、歩行者と自転車の安全性の確保を図る。	「押し歩きルール」の検討	★★★	○	交通管理者 道路管理者 商店会	・押し歩き推奨区域を設定する。 ・実証実験を実施し、効果を検証する。	調査・計画			試行実施		本格実施
		③ より広い周知・啓発を行う工夫		拡充									
		これまで自転車の安全利用に関する情報が行き届いていなかった人々に対し、自転車の交通ルールやマナーの理解を促進し、交通安全意識の向上を図る。	安全利用の情報にアクセスする機会の創出	★★★	○		・SNS広告や市YouTubeにおける周知・啓発を行う。 ・街頭の大型ビジョンやバスのラッピング広告等を活用した啓発を行う。						継続実施
			多文化社会に対応した啓発	★★	△		・多言語、やさしい日本語による自転車の交通ルール・マナーの情報発信を行う。						継続実施
			自動車運転手への安全利用啓発	★★	—	交通管理者 交通安全協会	・自動車運転手に対し自転車の車道走行の原則や走行環境等に関する周知・啓発を行う。	実施					
		④ 自転車利用者を守るヘルメット・保険・点検整備の促進		拡充									
		自転車用ヘルメットの着用率と自転車保険の加入率を高めて万一の事故の際の被害軽減に寄与するとともに、安全性の高い車両を増やすことで整備不良による交通事故の発生を防止する。	自転車利用者を守るヘルメット・保険・点検整備の促進	★	—	事業協力店 自転車商組合 交通管理者 交通安全協会	・自転車安全利用講習会や自転車の出張点検整備等において多様な自転車用ヘルメットの展示を行う。 ・自転車安全利用講習会や市報等において、ヘルメットの重要性、選び方、着用方法等について周知を行う。 ・自転車安全利用講習会や市報等において、自転車損害賠償保険、定期的な点検整備の重要性について周知を行う。 ・小学校、マナーアップキャンペーン、市内施設等における無料点検整備事業を通じて、定期的な点検整備の重要性に関する啓発を行う ・助成事業を継続する。 ・助成事業の事業協力店を拡大する。						継続推進

自転車等総合計画（令和8年4月）取組施策（案）

資料3
武蔵野市自転車等駐車対策協議会
令和7年7月15日

- (※1)
★：現在実施している業務の継続、または部分的な見直しで充足し、着手からおおむね3か月以内に実施が可能。
★★：実施にあたり調査・検討・調整が必要だが、着手からおおむね6か月以内に実施が可能。
★★★：実施にあたり他自治体への視察や庁内外の調整等が必要であり、着手から実施までおおむね6か月以上必要となる。
- (※2)
○：新たな予算の確保が必要。
△：施策の内容やボリュームによっては、新たな予算の確保が必要。
－：例年の予算内で実施が可能、もしくは費用がかからない。

基本方針	基本施策	取組施策／目的	内容（例）	業務レベル（※1）	予算措置（※2）	関係機関	やること（具体的に）	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13～
Ⅰ 安全に走れるむさしの みんなの安全を育む まちづくり	2 自転車走行空間の確保	⑤ 自転車走行環境づくりの推進		拡充									
		自転車走行時の快適性と利便性の向上 させるとともに、歩行者や自動車の輻輳を回避し、交通環境の改善を図る。また、既存の自転車走行空間における経年劣化について適切な管理を図る。	「自転車走行環境づくり推進計画」の評価・見直し	★★★	○	道路管理者 交通管理者	・「自転車走行環境づくり推進計画」（平成29年4月策定）について評価・見直しを行う。 ・整備済みの自転車走行空間ネットワーク路線を補完する生活道路等における自転車走行環境の整備の検討や、より安全・快適に走行できる整備形態の選定を行い、今後の自転車走行空間整備に関するガイドラインを作成する。			ガイドライン作成			
		自転車走行空間の整備		★★★	○	道路管理者 交通管理者	・「自転車走行環境づくり推進計画」にて定めた自転車走行空間ネットワーク路線のうち、未整備部分の整備を実施する。 ・作成した自転車走行空間整備に関するガイドラインに基づき、自転車走行空間の整備を実施する。						整備実施
		⑥ 交通ルール順守を促す道路のしかけ		新規									
		自転車の交通ルール・マナーに関する気づきの機会を増やし、危険個所における事故を防止するとともに、自転車利用全体の安全意識の向上を図る。	車道における注意喚起	★★★	○	道路管理者 交通管理者	・車道において、路面表示・路面シートを活用して一時停止等の啓発を行う。 ・危険個所において音声や看板等による注意喚起を行う。						整備実施
			歩道における注意喚起	★★★	○	道路管理者 交通管理者	・歩道において、路面表示・路面シートを活用して車道走行や歩行者優先の啓発を行う。 ・危険個所において音声や看板等による注意喚起を行う。				検討		
Ⅱ 駐めやすいむさしの 量から質へ 安全で快適に駐輪できる まちづくり	1 安全性・利便性を高める自転車駐車場の整備	⑦ 多様な車両・利用者の駐輪ニーズへの対応		新規									
		自転車駐車場利用者の利便性向上を図る。	大型車駐輪スペースの確保	★★★	—	民間等専門機関	・公共自転車駐車場における大型車優先・専用ゾーンを拡大する。 ・公共自転車駐車場における駐輪ラックの間隔とラック幅を拡大する。 ・公共自転車駐車場における専用ゾーンを対象外の自転車が駐輪できないようにする工夫を行う（音声ガイダンス等）。	実施					検証・再整備
		高齢者や障害者も使いやすい環境の創出		★★★	—	民間等専門機関	・公共自転車駐車場において高齢者、障害者、妊婦などが平置きや低階層、2段ラックの下段を優先的に利用できる「思いやりゾーン」を設置する。 ・公共自転車駐車場において力の弱い人も利用しやすい駐輪設備を設置する。 ・公共自転車駐車場を整備・修繕等する際には、ベルトコンベヤの設置を積極的に行う。						運用・検証・再整備
		新しいモビリティ等への対応		★	—	民間等専門機関	・公共原動機付自転車駐車場において、駐車できる車両に制限のあるゲート式から、多様な車両に対応できる電磁ロック式への転換を進める。 ・公共原動機付自転車駐車場において、125cc以下の原動機付自転車の受け入れを進める。 ・公共原動機付自転車駐車場において、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の受け入れについて対応を検討する。	実施					運用・検証・再整備

自転車等総合計画（令和8年4月）取組施策（案）

資料 3
武蔵野市自転車等駐車対策協議会
令和7年7月15日

- (※1)
★：現在実施している業務の継続、または部分的な見直しで充足し、着手からおおむね3か月以内に実施が可能。
★★：実施にあたり調査・検討・調整が必要だが、着手からおおむね6か月以内に実施が可能。
★★★：実施にあたり他自治体への視察や庁内外の調整等が必要であり、着手から実施までおおむね6か月以上必要となる。
- (※2)
○：新たな予算の確保が必要。
△：施策の内容やボリュームによっては、新たな予算の確保が必要。
－：例年の予算内で実施が可能、もしくは費用がかからない。

基本方針	基本施策	取組施策／目的	内容（例）	業務レベル（※1）	予算措置（※2）	関係機関	やること（具体的に）	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13～
Ⅱ 駐めやすいむさしの 量から質へ 安全で快適に駐輪できる まちづくり	1 安全性・利便性を高める自転車駐車場の整備	⑧ 恒久的な自転車駐車場の維持		継続									
		良好な駐輪環境を安定的に確保する。	公共自転車駐車場の適正配置	★★★	—		・駅至近の自転車と歩行者の動線が輻輳するエリアにおける、歩行者の安全が確保できる適地への公共自転車駐車場の配置に関する方針を作成する。 ・公共自転車駐車場を新設する場合は、上記ガイドラインをもとに設置を行う。			検討			運用・検証
			恒久的な公共自転車駐車場の確保	★	—	公共自転車駐車場用地の地権者（鉄道事業者を含む）	・民有地等を借用して設置している公共自転車駐車場については、借地を長期的に利用できるよう地権者に協力を求める。 ・公共自転車駐車場の新設する場合は、恒久的に利用できる市有地を活用する。						継続実施
			計画的なリニューアル・建替えの検討	★	—	民間等専門機関	・協定に基づき公共自転車駐車場の管理運営を行っている民間等専門機関による定期的な点検、維持管理、修繕を行い、必要に応じて計画的に大規模修繕を行う。						継続実施
			開発に伴う自転車駐車場の設置推進	★	—	開発事業者	・施設の設置者に対して付置義務自転車駐車場の設置を引き続き求め、努力義務となる場合も、積極的に設置を求める。						継続実施
		⑨ 付置義務自転車駐車場の制度見直し		拡充									
		ウォークアブルなまちづくりと自転車利用者の快適性・利便性の両立を図る。	付置義務自転車駐車場の制度見直し	★★★	○	開発事業者	・駅至近の自転車と歩行者の動線が輻輳するエリアにおける付置義務自転車駐車場の隔地誘導に関するガイドラインを作成し、施設の新設等の際には、上記ガイドラインをもとに、施設の設置者に対して指導等を実施する。 ・地域特性に応じて、特定の地域において自転車駐車場を個別に設置することが難しい狭小施設などの付置義務自転車駐車場の集約化を行う地域ルールを研究する。 ・量から質への転換として、自転車駐車場規模の規定の見直しや、大型車対応等による規模緩和措置の検討を行い、必要に応じて武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則の改正を行う。	検討・調整					運用・検証
		⑩ 定期利用と一時利用の区分のさらなる適正化		継続									
	2 利用したいときに利用できる	公共自転車駐車場利用者の公平性の確保と受益者負担の明確化を図る。	利用状況に応じた定期利用と一時利用の割合の適正化	★	—	民間等専門機関	・定期利用の契約率が低く、一時利用の利用率が高い公共自転車駐車場については、各定数の見直しを検討する。						継続推進
			原動機付自転車等駐車場の一時利用一本化	★★	—	民間等専門機関	・公共原動機付自転車駐車場の定期利用を廃止し、一時利用に一本化する。	実施					
		⑪ 利用料金のさらなる適正化		継続									
		公共自転車駐車場利用者の公平性の確保と受益者負担の明確化を図る。	自転車駐車場の場所等に応じた利用料金の設定	★	—	民間等専門機関	・公共自転車駐車場の場所やフロア、ラックの上下に応じて利用料金を設定している現在の方針を継続。 ・公共自転車駐車場の利用状況に応じて、利用料金の見直しを行う。 ・公共自転車駐車場の入庫後2時間無料制度の統一的な導入に関しては、現在の方針を継続。						継続推進

自転車等総合計画（令和8年4月）取組施策（案）

資 料 3
武蔵野市自転車等駐車対策協議会
令 和 7 年 7 月 15 日

- (※1)
★：現在実施している業務の継続、または部分的な見直しで充足し、着手からおおむね3か月以内に実施が可能。
★★：実施にあたり調査・検討・調整が必要だが、着手からおおむね6か月以内に実施が可能。
★★★：実施にあたり他自治体への視察や庁内外の調整等が必要であり、着手から実施までおおむね6か月以上必要となる。
- (※2)
○：新たな予算の確保が必要。
△：施策の内容やボリュームによっては、新たな予算の確保が必要。
－：例年の予算内で実施が可能、もしくは費用がかからない。

基本方針	基本施策	取組施策／目的	内容（例）	業務レベル（※1）	予算措置（※2）	関係機関	やること（具体的に）	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13～
Ⅱ 駐めやすいむさしの 量から質へ 安全で快適に駐輪できる まちづくり	3 自転車駐車場情報の充実	⑫ 満空情報ウェブ版の拡充及び周知		継続									
		既存自転車駐車場の有効活用を通じて混雑の緩和を図り、自転車駐車場利用者の利便性の向上に寄与する。	機能の充実	★★	—	民間等専門機関	・マップ上に放置禁止区を表示する。 ・自転車駐車場内の詳細な満空情報（各フロア・大型車ゾーンの満空）の表示を追加する。						整備 → 運用・検証
			民間自転車駐車場情報の充実	★★	—	民間等専門機関	・掲載する民間自転車駐車場を増やす。	継続実施					
			周知の強化	★	△	民間等専門機関	・市報やSNS、自転車駐車場内等において満空情報ウェブ版の周知を強化する。 ・必要なときにすぐ満空情報ウェブのアクセス性を高める工夫を行う（二次元コードのステッカーを配布する等）。						継続実施
		⑬ 様々な手法による情報発信		拡充									
		インターネットを利用しない人や多言語話者に自転車駐車場の情報を届け、自転車駐車場の利用促進や利用者の利便性向上に寄与する。	紙媒体による情報発信の強化	★	—	自転車販売店 近隣区市の観光機構	・自転車販売店、転入者への配布、近隣区市の観光機構やイベント等においてチラシを配布する。						継続実施
			多文化社会に対応した情報発信	★★	△		・多言語、やさしい日本語による情報発信を行う。						継続実施
	4 放置自転車対策の継続・強化	⑭ 対応困難な放置自転車への対策		新規									
		地域の実情に応じた対策を通じて、より効果的な放置自転車対策を実現する。	民間土地所有者等との連携	★★★		商店会 土地所有者等	・民間土地所有者や商店会等と連携し、不特定多数が往来する私有地内における放置自転車や、道路と私有地にまたがる放置自転車への対応を実施する。						調整 → 運用・検証
			放置禁止区域の見直し	★★★	○	商店会 道路管理者 交通管理者	・自転車等駐車対策協議会や各駅懇談会等との協議の上、放置自転車が多い場所を新たに放置禁止区域に指定するなど、放置自転車の状況により柔軟に区域の見直しを行う。			協議			運用・検証
		⑮ 放置を未然に防ぐ指導・啓発		継続									
		自転車駐車場の利用促進や自転車を放置しないという規範意識の向上を通じて、自転車の放置を未然に防ぐ。	自転車駐車場への誘導の徹底	★	—		・自転車駐車場情報をホームページや看板等により周知する。 ・自転車を放置している人に対し、放置防止指導員より自転車駐車場の場所を案内する。						継続実施
			効果的・効率的な放置防止指導	★	—		・放置の多い場所や時間帯に人員を配置する。 ・放置防止指導員の巡回や撤去活動、自転車保管場所の運営においても、人員や回数の見直しを適宜実施する。						継続実施
			放置禁止区域の周知強化	★	△	道路管理者	・放置禁止区域の周知看板等の設置場所・掲示内容の見直しを行う。 ・放置禁止区域マップの配布先を拡大する。						調整 → 実施

自転車等総合計画（令和8年4月）取組施策（案）

資料 3
武蔵野市自転車等駐車対策協議会
令和7年7月15日

- (※1)
★：現在実施している業務の継続、または部分的な見直しで充足し、着手からおおむね3か月以内に実施が可能。
★★：実施にあたり調査・検討・調整が必要だが、着手からおおむね6か月以内に実施が可能。
★★★：実施にあたり他自治体への視察や庁内外の調整等が必要であり、着手から実施までおおむね6か月以上必要となる。
- (※2)
○：新たな予算の確保が必要。
△：施策の内容やボリュームによっては、新たな予算の確保が必要。
－：例年の予算内で実施が可能、もしくは費用がかからない。

基本方針	基本施策	取組施策／目的	内容（例）	業務レベル（※1）	予算措置（※2）	関係機関	やること（具体的に）	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13～
Ⅲ 自転車を活かすむさしの くらしのなかで 自転車がもっと役立つ まちづくり	1 公共性を有する交通手段としての 自転車活用推進	⑩ シェアサイクルの活用		新規									
		シェアサイクルによる地域課題の解決方法やその影響の研究・検討を通じて、本市における効果的な活用寄予する。	自転車等駐車対策協議会分科会の実施	★★★	○	シェアサイクル事業者 商店会 鉄道事業者 交通管理者	・自転車等駐車対策協議会のシェアサイクル分科会を設置する。 ・他自治体の事例の研究・視察を行う。						
			実証実験の実施	★★★	○	シェアサイクル事業者 商店会 鉄道事業者 交通管理者	・市有地や公共自転車駐車場において実験的にポートを設置する。駅周辺のポート設置においては、駅至近への自転車の集中を可能な限り防ぐ工夫を行う。 ・市内の走行データを分析し、シェアサイクル事業の効果検証を行う。 ・市内の走行データを分析し、自転車走行空間整備等の自転車施策検討における資料とする。 ・災害時の電力供給における電動アシスト自転車のバッテリーの活用を検討する。						
	2 自転車活用場の拡大	⑪ 災害時の活用		継続									
		災害時における迅速・安全・柔軟な移動を可能にする。	市職員の災害応急対策における活用	★	—		・災害応急対策のため、市職員が避難所等に参集するにあたっての移動手段として、自転車を活用する。						
		⑫ 環境保護・健康増進のための活用		新規									
		環境負荷の低い自転車の活用を通じて排気ガスや二酸化炭素排出量の削減等寄予するとともに、運動する機会を増やすことにより市民の健康増進を図る。	自転車の利用による環境負荷軽減・健康増進	★★	△		・自転車の活用による環境保全効果について周知を行う。 ・自転車の活用による生活習慣病予防、メンタルヘルスクア等の健康増進効果について周知を行う。 ・自転車×健康のイベントを実施する。						
			引き取り手のない放置自転車の廃棄削減	★	—		・所有者に返還できなかった放置自転車の廃棄処分を減らし、売却を増やす。 ・現在、売却後の自転車は必ず国外への輸出することとしているが、国内での販売も可能とする方向で検討を行う。						

公共自転車・原動機付自転車駐車場の利用区分見直し

1 目的

既存の公共駐輪場・公共原付駐車場を有効活用し、さらなる利便性の向上を図る。

2 利用区分の見直し

(1) 自転車 契約率の低い定期利用から利用率の高い一時利用への転換

● 現状

令和3年度からの一体的な利用体系の見直しにより一時利用化が進み、エリアとしては駐めたいときに駐められる環境ができているが、一部の駐輪場において一時的に満車が発生している。

● 問題点

駐輪場単位でみると一時利用の利用率が100%を超える一方で、定期利用の契約率が著しく低い公共駐輪場が一部存在している。

駐輪場名	定期利用契約率 (R7.6)	一時利用の利用率 (R6.10 平日 PM)
① 吉祥寺パーキングプラザ公共	30.6%	230.9%
② 武蔵境駅みずき通り	16.0%	172.5%
③ 武蔵境駅東高架下	31.6%	201.0%
④ 末広通り第3 (※1)	39.7%	一時利用なし

※1 定期利用専用だが、近隣の商店から店舗敷地内への不正駐輪に関する相談が寄せられているため、一時利用への誘導を図る必要がある。

● 対応

課題を抱える上記公共駐輪場について、定期利用から一時利用への一部転換を行う。

駐輪場名	定期利用の収容台数		一時利用の収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
① 吉祥寺パーキングプラザ公共	905台	350台	366台	921台
② 武蔵境駅みずき通り	550台	110台	142台	582台
③ 武蔵境駅東高架下	610台	230台	100台	480台
④ 末広通り第3 (※2)	184台	134台	0台	31台

※2 電磁ロック設置や大型車に対応したスペース確保のため、定期利用の収容台数の減少分(50台)と一時利用の収容台数の増加分(31台)が一致しない。

● スケジュール

令和7年9月1日から ①～③一時利用へ一部転換(④は設備等が必要となるため調整中)

(2)

原付	一時利用への一本化（50cc 超 125cc 以下のバイク受入れ施設拡大）
----	---------------------------------------

● 現状

- ・ 令和4年度自転車等駐車対策協議会で定期利用の廃止、一時利用への一本化の方針を決定。適正な一時利用料金については今後の検討とした。
- ・ 定期利用契約率は約6割、191台（令和7年6月時点）。
- ・ 受入れ可能な車両は排気量 50cc 以下の原付に限定（三鷹駅中町バイク駐車場、武蔵境駅みずき通り自転車駐車場においては 50cc 超 125cc 以下のバイクの受入れを行っている）。
- ・ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令において、総排気量が 50cc を超え 125cc 以下の二輪車のうち最高出力を 4.0kW 以下に制御したもの（以下、新基準原付という。）を原付免許で運転できるよう改正（令和7年4月施行）。

● 問題点

- ・ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく自転車等の対象に新基準原付が追加されることから、新基準原付を含む自転車等の駐車環境の確保に適切に取り組む必要がある。
- ・ 50cc 超 125cc 以下のバイクが駐車できる駐車場が少ない。

● 対応

- ・ すべての公共原付駐車場で定期利用を廃止し、一時利用に一本化する。
- ・ 50cc 超 125cc 以下のバイクについて、法令上、駐車可能な公共原付駐車場において受入れを行う。

＜市内公共原付駐車場＞

吉祥寺：御殿山、大通り北、末広通り、末広通り第3

三鷹：中町バイク

武蔵境：みずき通り、西高架下、東高架下

● スケジュール

令和7年 8月	定期利用廃止について、契約者への通知・駐車場内における 掲示・市報掲載
令和8年3月末	定期利用廃止
令和8年4月	50cc 超 125cc 以下のバイク受入れ施設拡大

